

一薄羅紗又はうこん木綿、或はもんばの類にて、晝夜とも腹を二重ほどまき置べし。  
一桶に湯をいれ、からしの粉を五勺計り其中に加へて、折々兩脚の三里の邊まで浸すべし。  
一家の内に何にても牲ものをなして、濕氣を除くべし。  
一一切の菓類を多く食ふべからず。

## 同治法

一此病をうけたりと知らば、熱き茶の中へ、其茶の三分一焼酎を入れ、砂糖すこしを加へてのむべし。又座敷をたてこめて風にあたらぬやうになし、其上羅紗のきれ又はもんばに焼酎をつけて、搾身を殘る方なくこすりてよし。

但し手足又は腹などへよく意をつけ、ひえるところあらば、温鐵或は温石をあたゝめ布につゝみ浴湯せしほどの心持になるまで摩擦べし。

于時安政第五戊午年八月

施印

〔泰平年表 四編〕安政八年十月廿一日、流行之暴瀉病ニ而死亡候者、取置候寺院より届之義に付、  
申上候書付御届。

先般流行之病症に而死亡候者、格外多輩之趣に相聞候間、去月中、右病に而死亡之者取置候分、身分并男女に不抱、員數御府内寺院銘々より書出し候様、諸宗觸頭共へ申達處、追而届出候に付、摠人數取調候處、左之通御座候、身分并男女に不拘、總人數二万八千四百二十一人、内土葬九千九百廿三人、右は此程迄に、追々届出候分に而いまだ届後に相成候分も可有之候得共、凡取調入御聽置申候。

〔武江年表十一〕文久二年七月の半よりは、暴瀉の病にまさりし急症やむ者多くこれあり、こは老少をいはず即時兆し、吐瀉甚しく、片時の間に取詰て、救薬すべからず、死後總身赤くなるもの多